## 平成２８年度事業計画

### Ⅰ　現職会員数（見込）

| 区　　分 | 28年度会員数（見込） | 27年度会員数<br>(28年1月末現在) | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 常勤県職員 | １７，５６１人 | １７，７５４人 | ▲１９３ |
| 病院機構職員 | １，４８２人 | １，４２９人 | ５３ |
| その他団体等 | ６３人 | ６３人 | － |
| 小　　計 | １９，１０６人 | １９，２４６人 | ▲１４０ |
| 非常勤職員 | ４６３人 | ４５５人 | ８ |
| 計 | １９，５６９人 | １９，７０１人 | ▲１３２ |

### Ⅱ　福利厚生事業の充実

#### １　実施事業会計（公益事業）

公益目的支出計画に基づき一般県民に対し、次のとおり事業を行う。

(1)　講演会開催事業

県民の厚生福利活動を支援するため、28年度は「健康と子育て」をテーマに年４～５回講演会及び教養講座を神奈川県内にて開催する。

(2)　人材活用事業

県民の自発的な余暇活動等を支援するため、県退職者を指導者登録しホームページにて情報提供する。

(3)　施設利用促進事業

県民の余暇利用促進を支援するため、県内の公共施設等情報を収集しホームページにて情報提供する。

#### ２　福利事業会計（認可特定保険業）

(1)　現職会員事業

現職会員に対し、次のとおり保険金を支給する。

| | 保険の種類 | 保険金の支払事由 | 保険金額 |
|---|---|---|---|
| 1 | 祝金 | | |
| | 結婚祝金 | 現職会員が結婚したとき又は結婚のために退職し、その後３ヶ月以内に結婚するとき | １万円 |
| | 出産祝金 | 現職会員又は配偶者が出産したとき | １万円 |
| | 入学祝金 | 子が小学校、中学校に入学したとき | ５千円 |
| | 永年会員ﾘﾌﾚｯｼｭ祝金 | 会員期間が１年以上の現職会員が、勤続期間 20 年以上、かつ、年齢が 55 歳以上になったとき | ２万円 |
| 2 | 看護・介護保険金 | | |
| | 看護保険金 | 現職会員又は被扶養者が病気又は負傷のため入院し、付添看護人を10日を超えて雇用したとき | １日につき２千円を限度にその実費とし、１年度20日を限度とする。 |
| | 介護保険金 | 現職会員が「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」又は「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に規定する介護休暇を取得したとき | １日につき２千円、半日につき１千円（１年度４万円を限度とする。）<br>休暇等を時間単位で取得した場合は、１月単位で合計し８時間をもって１日とし、４時間をもって半日とする。ただし、端数時間は切り捨てる |
| 3 | 死亡保険金 | 現職会員が死亡したとき | 15万円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 | 遺児育英保険金 | 現職会員の死亡当時に被扶養遺児が生存していた場合 | 小学校就学前　130 万円<br>小学校在学中　120 万円<br>中学校在学中　110 万円<br>上記以外の被扶養遺児 100 万円 |
| 5 | 家族死亡保険金<br>配偶者死亡保険金<br>こども死亡保険金<br>親死亡保険金<br>その他被扶養者死亡保険金<br>死産保険金 | <br>配偶者が死亡したとき<br>子が死亡したとき<br>親が死亡したとき<br>配偶者、子及び親以外の被扶養者が死亡したとき<br>現職会員及び配偶者が死産したとき | <br>７万円<br>１万円<br>１万円<br>１万円<br><br>１万円 |
| 6 | 退会保険金 | 会員期間が１年以上の現職会員が退会したとき | 加入後平成 17 年度までは１年につき５千円、その後は１年につき２千円、ただし、最高 10 万円を限度 |
| 7 | 退会返還保険金 | 現職会員が退会したとき | 退職後に退職会員保険に加入する目的で、加入から退会まで納めた保険料の総額 |

平成 29 年１月稼働予定の県新人事給与システムでは給付申請ができなくなることから、振興会ホームページから給付申請ができるよう会員管理システムの機能改修を行う。(5,000 千円)

(2)　積立年金事業

現職会員のうち積立年金保険に加入した積立年金会員に対し、次のとおり保険金を支給する。

| | 保険の種類 | 保険金の支払事由 | 保険金額 |
|---|---|---|---|
| 1 | 積立年金保険金 | 現職会員が定年退職又は１号勧奨退職したとき | 退職時から５年を限度に任意の年数で受給を希望する場合:基礎額と支払期間に生ずる運用益相当額を加算した額<br>一時金を希望する場合：基礎額 |
| 2 | 退職時一時保険金 | 現職会員が定年退職又は１号勧奨退職以外の事由により退職したとき | 基礎額 |
| 3 | 死亡保険金 | 現職会員又は、積立年金受給者が死亡したとき | 現職会員の場合：基礎額<br>積立年金保険金受給者の場合:死亡の時点で確定している未受給の積立年金保険金相当額 |
| 4 | 死亡特別保険金 | 現職会員が死亡したとき | ３万円 |
| 5 | 退会返還保険金 | 現職会員が退職以外の事由により退会したとき | 基礎額。ただし、会員期間が２年以内の場合はその期間中に納めた保険料の総額 |

※　基礎額　保険料の総額に相当する額とその運用益相当額

(3)　住宅建設資金貸付事業

現職会員が居住する住宅及び敷地購入等の促進を図ることを目的として、資金の貸付及び償還業務を行う。

貸付金額　10 万円～ 700 万円

貸付予定額　１億円

返済期間　５年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年

貸付金利　年 2.08%　(変動型金利　上限年 3.33%)

(4)　福祉助成事業

現職会員に対し、次のとおり助成する。

①　厚生活動自由選択事業

会員が指定された施設を利用したとき１年度につき 5,000 円を助成する。

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラムを導入し厚生活動利用選択券１枚（1,000 円）につき「東京ディズニーランド」「東京ディズニーシー」チケット購入に使用できるコーポレートプログラム利用券（1,000 円）と交換可能とする。なお、特典として「サンクス・フェスティバル」期間中は１日利用券が特別価格で購入できる。

施設の拡大　【泊まる】「うたゆの宿 箱根」（神奈川県）、「ホテルニュー塩原」（栃木県）、「ホテル　一井」（群馬県）、「ホテル南海荘」（千葉県）、外「ベネフィットステーション」等３１施設、計３５施設

うたゆの宿 箱根

ホテルニュー塩原

ホテル　一井

ホテル　南海荘

【癒す】抗酸化陶板浴「ひだまり」（小田原）、「スパ&リゾート九十九里　太陽の里」（千葉県）、「スパ&リゾート大吠埼　太陽の里」（千葉県）計３施設

ひだまり

九十九里 太陽の里

大吠埼 太陽の里

【楽しむ】「富士急ハイランド」、「ぐりんぱ」（山梨県）、「さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト」（相模湖）、「江の島　１ｄａｙ　パスポート」（江の島）、「エプソン　アクアパーク品川」（東京都）計５施設

富士急ハイランド

ぐりんぱ

アクアパーク品川

【健　康】ジョギング&自転車ライフ「ザ・スペース」（関内）

【その他】産後ケアサービス「産後ヘルパー」（尾上町）

②　保養施設等利用助成事業

民間保養施設（ラフォーレ倶楽部・セラヴィリゾート泉郷）、シーズンシート（横浜スタジアム・日産スタジアム）、スポーツクラブ（コナミスポーツなど）等と契約し、低廉な利用ができるようにする。

③　現職会員向け教養講座

現職会員を対象に「資産運用」等をテーマに教養講座を開催する。

④　療養給付金等助成事業

公益法人等派遣条例による営利法人への退職派遣者の会員に対し、療養給付金等を助成する。

(5)　退職会員事業

退職会員保険加入者に対し、次のとおり保険金を支給する。

| | 保険の種類 | 保険金の支払事由 | 保険金額 |
|---|---|---|---|
| 1 | 医療保険金 | 退職会員が 70 歳に達するまでの間、病気又は負傷によって国民健康保険法に規定する療養を保健医療機関又は保険薬局等で受け、一部負担金を支払ったとき | 診療報酬明細書ごとの一部負担金の額が 2,100 円以上の場合に支給対象とし、2,000 円と 100 円未満を控除した額（一部負担金の額は、療養に要する費用に 10 分の３を乗じて得た額を限度とし、診療報酬明細書ごとに 80,100 円の範囲とする） |
| 2 | 祝金<br>古希祝金<br>喜寿祝金<br>米寿祝金<br>白寿祝金 | <br>退職会員が 70 歳に達したとき<br>退職会員が 77 歳に達したとき<br>退職会員が 88 歳に達したとき<br>退職会員が 99 歳に達したとき | <br>３万円<br>５万円<br>７万円<br>10 万円 |
| 3 | 死亡保険金 | 退職会員が死亡したとき | 退職会員の死亡時の年齢に応じて別に定める額 |
| 4 | 脱退返戻金 | 退職会員が保険契約を解約したとき | 退職会員の脱退時の年齢に応じて別に定める額 |

(6)　厚生事業

退職会員に対し、旅行、演劇鑑賞会等のレクリエーション事業を行う。

(7)　ホームページのリニューアル（別添）

ホームページをリニューアルし、モバイル対応や「よくある質問」「こんなときには」コーナーを設け、より使いやすいものにする。

### ３　富岡アパート貸付事業会計

振興会が所有する富岡アパート５・６号棟を県に貸付け、管理運営業務を行う。

### ４　収益事業会計

(1)　売店等運営事業

県民の利便を目的として、県の施設の一部を借受け、直営５か所の売店の運営を行う。

○　取扱品目（食品、雑貨、切手・はがき等）

(2)　刊行物発行事業

県民の利便を目的とし、県の刊行物等の販売を行う。

(3)　収入証紙取扱事業

県民の利便を目的として、県の施設等を借り受け、直営 3 か所、委託 17 か所の計 20 か所において収入証紙の販売を行う。

○　収入証紙の種類１円から 10 万円までの 22 種類

(4)　共済組合受託事業

地方職員共済組合神奈川県支部から次の事業の一部業務を受託して行う。

①　厚生活動自由選択事業

②　厚生活動施設利用事業

③　保養所等利用事業

割引冊子に係る地方職員共済組合負担分の印刷製本費が削減（1,806 千円）されたことに伴い見直しを行う。

・配布対象者の見直し

平成 27 年度までの配布対象者である地方職員共済組合神奈川県支部組合員と公立学校共済組合神奈川支部組合員から振興会会員のみの配布とする。

・冊子構成の見直し

厚生活動冊子と割引冊子に掲載されている割引施設の重複が多いことから宿泊施設等を厚生活動冊子に集約する。

(5)　その他運営事業

①　自動車保険取次事業

県職員等が所有する自動車の交通災害に際し、経済的負担等を軽減するため、団体扱自動車保険の取次ぎを行う。

②　損害保険等取次事業

県職員等の様々な事故による経済的負担等を軽減するため、交通傷害保険、普通傷害保険、公務員賠償責任保険、所得補償保険及び県各種団体職員等の福利厚生を目的として、団体生命保険の取次ぎを行う。

③　指定店等取次事業

県職員等が引っ越し等を低廉な価格で容易に利用できるよう各業種を指定し取次ぎを行う。

## Ⅲ　振興会経営の安定

### １　事務局体制の変更

事業規模が縮小傾向にあることを踏まえ、管理費の削減、事務事業執行の効率化を図るため、部課制から事務局制に移行し、組織のスリム化を実施する。

### ２　会員加入促進

加入率の低い病院機構や教育局の教育機関への重点的な加入促進を実施し、リーフレット等（別添）により事業内容の周知を図る。

### ３　経営改善計画の策定

平成 26 年３月に策定した経営改善計画が平成 28 年度で終了することから、28 年度に事業環境の変化に対応した次期経営改善計画の検討を進める。